

## 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書

原発の使用済み核燃料から、ウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で出る放射能の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究している幌延町の深地層研究センターをめぐっては、北海道は誘致にあたり「放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたい」との条例（いわゆる「核抜き条例」）を制定し、道および幌延町、日本原子力研究開発機構（旧核燃機構）は「研究のみ」として、「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない」「研究終了後は埋め戻す」「将来とも最終処分場としない」との協定（いわゆる「三者協定」）を締結している。

政府は平成29年7月28日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した「科学的特性マップ」を公表した。これによれば、火山や活断層が周囲になく海岸から近い処分場の候補地となり得る「最適地（輸送面でも好ましい地域）」は、北海道においては陸地の3割が該当し86市町村に及んでいる。

令和2年10月8日、寿都町と神恵内村が原発の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けて、第1段階に当たる「文献調査」の応募を表明した。地域住民の不安や風評被害への懸念から反対する声などが寄せられる一方、地域振興への期待など立場の異なる関係者の意見がぶつかり、地域に修復困難な垣根を残すことが懸念される。

原子力発電は放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま進められ、高レベル放射性廃棄物の最終処分は地下300m深い地層に埋める「地層処分」を行うとしているが、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において、「10万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのか」といった疑問は未だに解消されていない。

よって、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物処分場を設置しないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年3月12日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、北海道知事